

議案第19号

富士見市水道事業の設置等に関する条例及び富士見市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第17号）及び富士見市下水道事業の設置等に関する条例（昭和58年条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、富士見市水道事業の設置等に関する条例及び富士見市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市水道事業の設置等に関する条例及び富士見市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(富士見市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 富士見市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(富士見市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 富士見市下水道事業の設置等に関する条例（昭和58年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。